

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-3(4) 報告者の理解増進・公平感の確保	<p>① 総務省が中心となって、統計法第15条に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に行っていくこととし、以下の事項等について、年内を目途に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など） ・具体的な実施手順等（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等） <p>② 世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応としては、当面、罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携を推進するとともに、上記の立入検査の効果も踏まえつつ、総務省において必要な方策を検討する。</p> <p>③ 報告義務の周知を含め、報告者向けの広報を強化する。</p> <p>④ マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化する。</p> <p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>⑤ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。（平成26年度から順次実施する）</p> <p>⑥ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。（平成26年度から実施する）</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>②③ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長会議申合せ、平成25年1月31日一部改正）に基づき、各府省は、所管する基幹統計調査に係る報告義務や罰則について、「調査のお知らせ」等の調査通知情報への記載や、自府省のホームページ上のQ&A等に記載することなどにより周知を行っている。</p> <p>⑤ 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、平成26年度以降毎年度、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取し、情報共有を行った。</p>

	<p>各府省において、統計調査の実施時期などの時期を捉えて、広報冊子の作成、ポスターやリーフレットの作成、イベントにおけるパネル展示などの広報に加え、各府省や関係団体への協力依頼などを行っている。</p> <p>⑥ 平成26年度以降毎年度、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や周知・広報の好事例等について、地方公共団体と情報共有を行った。また、当該意見や事例等について、各府省とも情報共有を行った。</p> <p>平成28年3月末時点で行った「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況に係るフォローアップ調査について、結果のとりまとめを行い、各府省へ情報共有を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査に協力する報告者の公平感を確保するとともに、統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、統計法第15条に基づく立入検査等（資料提出要求や、必要な場所に立ち入っての帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問）を積極的に行っていくことについて検討を行うこととし、当面の対応としては、その重要性にも鑑み、平成33年経済センサス - 活動調査を念頭に検討を進めるべきではないか。（①） ○ 共働き・単身世帯や、オートロックマンションの増加等を背景として、オートロックマンションを中心とした共同住宅内における調査環境は、一層厳しさを増すことが見込まれる。このような中、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するためには、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うなど、地方公共団体の協力も得つつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る必要があるのではないかと。（②、④） ○ 報告義務や罰則の周知については、各府省において着実な取組がなされているものの、今後、より効果的に周知徹底を図っていくためには、報告義務や罰則の単純な記載にとどまらず、統計の利活用事例等を組み合わせた記載とし、国民にわかりやすい内容にしていく必要があるのではないかと。（②、③） ○ 地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や、周知・広報の好事例等について、地方公共団体や各府省と情報共有を行うとともに、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況についても、各府省と情報共有を行っていることは評価できるため、これらの取組を継続・強化する必要があるのではないかと。（⑤、⑥） <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省の協力を得て、平成33年経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべきと考えられる統計調査や、対象となる客体の選定基準、必要な検査手順等の基本的な考え方を整理する。それを踏まえ、総務省及び経済産業省が連携を図り、平成33年経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくことを検討し、平成33年調査の企画時期までに結論を得る。（総務省、経済産業省） ○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、平成34年度末までに、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。（総務省）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、平成30年度からマンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。（総務省、関係府省） ○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとってわかりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。（総務省、各府省）
備考（留意点等）	—